

2015年7月、オバマ米国大統領が現職大統領として初めて連邦刑務所（オクラホマ州）を訪問し、記者団に対し「彼らは私と変わらない過ちを犯した若者だ。違うのは、過ちを克服できる支援の仕組みや第二のチャンスが彼らに与えられなかったことだ」と指摘し、暴力行為を伴わない薬物犯罪についての刑罰の緩和などを含む司法制度改革を行うことや受刑者に社会の中で立ち直る機会を与えることが必要であるとの考えを示したと報じられた（2015年7月17日 ロイターほか）。他方、わが国においても、同年12月、安倍首相が現職首相として初めて更生保護施設を視察し「薬物依存の人たちの更生・再犯防止のためには、まず、薬物依存からの離脱、そのための治療が必要であること、そして更生保護など息の長いケアが大切であると実感した」と述べ、さらに同首相は刑務所をも訪問して、刑務所や更生保護施設への在所中から退所後までの一貫した再犯防止プログラムの充実とその全国的な展開、矯正・保護と医療や福祉との連携、官民協働の重要性等について言及した（2015年12月4日 首相官邸HPなど）。

犯罪情勢や刑事政策の在り方などについて大きな隔たりのある両国ではあるが、共に、犯罪者の社会復帰と再犯防止は国政上の大きな課題の一つと認識・注目されてきており、その意味で2015年は再犯防止対策史上記念すべき年となったともいえよう。

安全・安心な社会を作るため、わが国ではこれまでも再犯防止のためのさまざまな施策が推進されてきたところではあるが、とくに近年は、刑務所出所者などの自立に必要な仕事と居場所の確保に向けた具体的な取組みなど実効性のある多様な施策が急ピッチで導入されつつある。裁判員裁判の施行や検察における諸改革の実行、矯正や更生保護にかかわる立法や多機関の連携による処遇

の枠組みの導入などにより、刑事司法全体に、犯罪者の立ち直りと再犯防止に向けた強固な意識が芽生え、成長しつつあることは、誠に歓迎すべきことと思う。

とはいえ、犯罪者の処遇に関する各機関は、一旦罪を犯した者が再び刑事司法の入り口に戻ってくることをないようするためにより効果的なシステムは他にないものか、今後もなお模索し続けなければならない。ただ、それについては、各関係機関が、それぞれの機関の役割や機能について相互に良く知り、理解し合うことおよびそれを前提として協働することが必ずしも容易ではないという点がネックとなる。これまで、刑事司法は複数の関係機関が関与する一連のプロセスでありながら、中には、他の領域、とくに直接犯罪者に対する処遇を担う矯正・保護についての関心と理解が必ずしも十分とはいえない面があったことは否定できず、それ故、関係諸機関相互の間に、矯正・保護処遇の可能性と限界について十分かつ適正な理解が共有されてこなかったように思われる。

しかし、法曹三者の立場と（いずれも短期間ではあったが）矯正・保護の領域に身を置いた私自身の経験からいえば、未経験の分野についてよく知り、これを理解することは決して容易なことではない。これは実感である。しかも、とりわけ今日、犯罪者処遇の現場は次々と繰り出される新規の施策により日進月歩の状況にあるから、外から他分野・他機関の実像・実情を的確に捉え、理解することは並大抵のことではないと思われる。

そのような状況下において編まれた本書は、保護観察等に関する制度を概説した第Ⅰ部、近年の施策やその背景を分析・解説した第Ⅱ部、さらに第一線の保護観察官の事例研究結果を論述した第Ⅲ部から成り、これによって保護観察の現時点での実像を明らかにしている。施設内処遇と社会内処遇の連携により再犯防止の効果を最大化することを目的とする刑の一部の執行猶予制度の施行を間近に控え、とりわけ法曹三者において保護観察の実像をより深く正しく理解する必要に迫られている今、本書の発刊は誠に時宜にかなうものといえる。

日本の保護観察は、保護司制度が保護観察対象者に対する日常的で継続的な見守りとケアを可能にしており、これは他国の追随を許さない。そしてこの保護司制度を基盤としつつ、専門的なプログラムや他機関と連携した実際的な社会復帰支援策が講じられているのがわが国の保護観察制度である。保護観察処

遇は、刑務所出所者などの本人と環境に働きかけてその社会適応性を高めることにより再犯防止を図るものであり、再犯に近づくリスク要因をいかに克服できるか、そのようなリスクは避け難くとも更生に近づく可能性をいかに高められるかが処遇のポイントとされる。このように理解したとき、保護観察に付されるべき対象者については、「その制度に適した者」という一定の範囲があるということができ、これを明確に意識した上で対象者の適正な選択がなされることが重要であるとする。本書の第三部では、事例と処遇がリアルに描かれており、保護観察官としての率直な振り返りを通して、読者は社会内処遇の可能性と限界について理解する手がかりが得られるであろう。もとより、これは現時点での可能性と限界であるというに止まり、その限界を克服していくための制度の見直しや実施体制の整備などにつき不断の努力が必要であることはいうまでもない。

近時は、犯罪者処遇の効果を示すため、データで論証することが一層求められる傾向にあるように思われるが、一方で本書のように事例による語りの方式でこれを示すことも同等に重要であるとする。その地道な労作として本書が多くの方々に読まれることを期待し、本書を広く推薦する次第である。

2016年2月

前最高裁判所判事・弁護士 横田 尤孝